

「容器弁の安全性」の点検を実施する場合、異なるメーカーへの容器弁(容器)の交換は行わないでください！

日消装発第R03-46号

令和3年11月

お客様各位

一般社団法人 日本消火装置工業会

「容器弁の安全性」の点検において既設と異なるメーカーへの容器弁(容器)の交換について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ガス消火設備の容器弁の経年劣化や腐食による誤放出・不作動を防止すべく、平成25年11月26日付け 消防庁告示第19号におきまして、「容器弁の安全性」の点検(以下、容器弁点検という。)が義務化されております。

この容器弁点検の際に、既設の容器弁と仕様・性能が異なるメーカーの容器弁への交換が散見されており、お客様より多くのお問合せを頂いております。

既設のメーカーと異なるメーカーへの容器弁(容器)の交換は、認定違反・消防法令違反となる場合があります、また消火設備の性能が保証されないおそれがあるため、当工業会の考えを取りまとめました。

設備の健全性を維持する際の参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

また、容器弁の安全性点検実施時済みの消火設備におかれましても、改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 容器弁(容器)交換時の基本的な考え方

(1) 容器弁の認定範囲

ガス消火設備の容器弁は、容器、導管、容器弁開放装置等をセットで使用する条件で、消防法で定められた登録認定機関の認定を受けています。(図1参照)

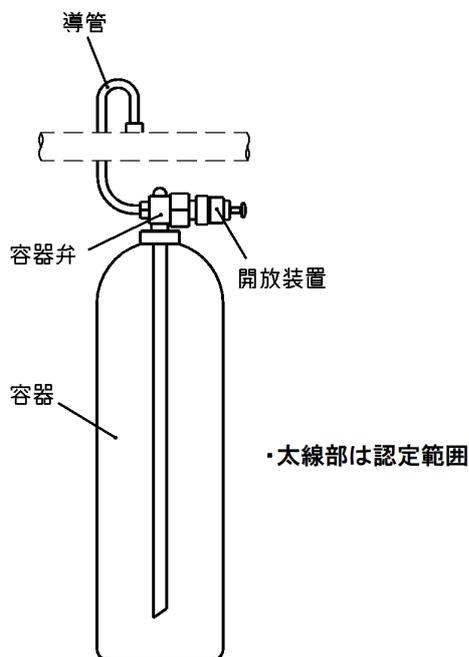


図1 容器弁の認定範囲(破線部は除く)

(2) 推奨する交換方法

容器弁交換は同一メーカー同一型式での交換となります。

既設のメーカーと異なるメーカーへの容器弁(容器)の交換は、認定違反^{*1}・消防法令違反^{*2}となる場合があります、また消火設備の性能が保証されないおそれがあります。

したがって、当工業会としては、容器弁点検の際に既設の型式と異なる型式の容器弁(容器)への交換は、下記の対応を推奨します。

- ・既設と同一メーカーの推奨製品に交換していただく。
- ・設備を構成するすべての機器を更新する場合は、同一メーカーの製品に統一、あるいは組み合わせての使用が可能なが確認されている組み合わせに更新していただく。

上記の場合は、着工届・設置届の提出が必要になります。

正しい組み合わせでない場合、次の問題が発生する可能性があります。

ただし、異なるメーカーの組み合わせでも、それを想定して専用に設計された組み合わせもありますので、ご不明な場合はメーカーへお問い合わせください。

2. 消防法令上の問題

(1) 図2のように、容器弁(容器)、導管、容器弁開放装置を、異なるメーカーの組み合わせで接続する行為は認定違反^{*1}となります。(アダプタ等を使用して接続する場合も同様です。)

- (2) 既存と異なるメーカーの製品に交換する場合は、「点検」ではなく「工事」に該当します。
 管轄消防機関に変更後の図面、圧力損失計算書等の図書を添えて着工届、設置届を提出し、工事完了後には消防機関による検査を受ける必要があります。(容器ユニット一式交換する場合も同様) これらを行わないと消防法令違反^{※2}となります。(図2参照)
 圧力損失計算の結果、噴射ヘッドの交換が必要になる場合があります。

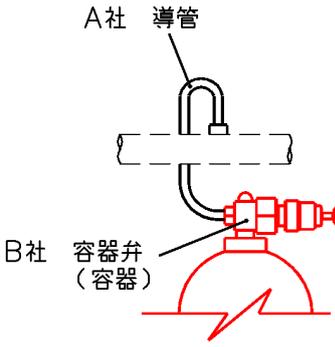
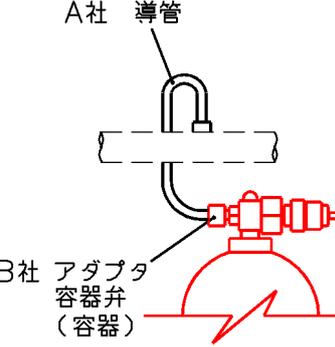
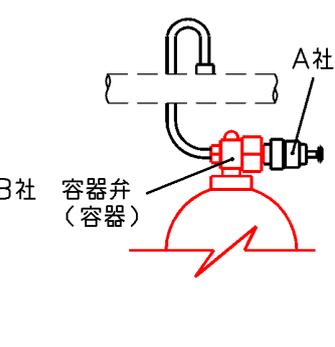
容器弁(容器)と異なるメーカーの導管の接続例	容器弁(容器)と異なるメーカーの開放装置の接続例	
	アダプタで接続する例	メーカーの開放装置の接続例
 <p>A社 導管</p> <p>B社 容器弁(容器)</p> <p>違反です</p>	 <p>A社 導管</p> <p>B社 アダプタ 容器弁(容器)</p> <p>違反です</p>	 <p>A社 開放装置</p> <p>B社 容器弁(容器)</p> <p>違反です</p>

図2 異なるメーカーと接続した場合

3. 機器・システムの性能上の問題

- (1) 図3のように、異なるメーカーの容器弁開放装置と容器弁を組み合わせた場合、正常に作動しないおそれがあります。
 容器弁の仕様、性能、開放機構等は各メーカーで異なるため、異なるメーカーの容器弁開放装置と容器弁を組み合わせ使用した場合、火災時に容器弁が正常に開放しないおそれがあり、かつ認定違反^{※1}となります。

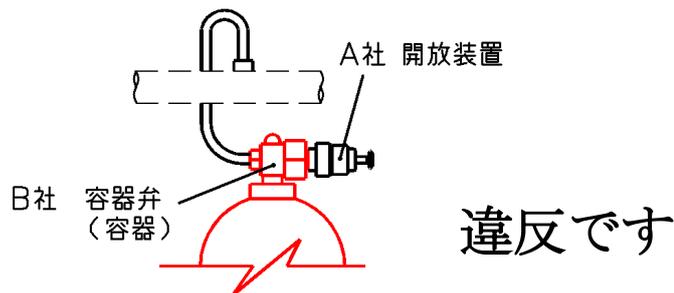


図3 容器弁(容器)と異なるメーカーの開放装置を接続した場合

- (2) 容器弁開放装置と制御盤は電氣的に接続されるため、電気仕様の整合も問題となります。
 容器、容器弁および容器弁開放装置をセットで異なるメーカーに取り換えた場合であっても、容器弁開放装置と制御盤との電気仕様、性能の整合が問題となります。既存の容器弁開放装置と消費電流の異なる機器が接続されると、容器弁開放装置が正常に作動しない、電流超過による制御盤の損傷、電源装置の容量不足による不作動などのおそれがあります。(図4参照)

注意が必要

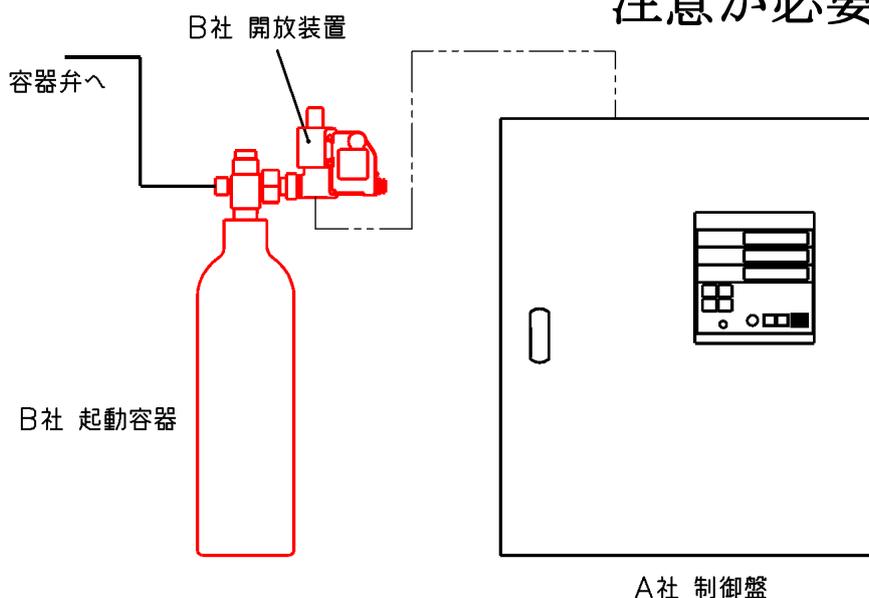


図4 制御盤と異なるメーカーの開放装置を接続した場合

4. 製品保証の問題

万一事故が発生した場合に、異なるメーカーの製品使用や製品改造がされていると責任の所在が不明確となり、PL法^{※3}における責任が免責される場合がありますので、事故発生時の保証問題についてもご留意いただく必要があります。

5. お問い合わせ先

ガス系消火設備の構成機器の組み合わせ使用に関する疑問がありましたら、制御盤、容器弁等の既設消火設備メーカーへお問い合わせください。

6. 備考

- ※1) 消防法で定める登録認定機関に認定されていない状態をいいます。
- ※2) 消防用設備等設置届出義務（消防法第17条の3の2）に違反した者は、30万円以下の罰金または拘留（第44条）に処される場合があります。
- ※3) PL法（製造物責任法）では賠償の免責事由が次のように定められています。『当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと（第4条2項）』

一般社団法人 日本消火装置工業会

電話：03-5404-2181（代表）

FAX：03-5404-7371

E-mail：shou-sou@shosoko.or.jp

URL：<http://www.shosoko.or.jp/>



お問合せ先: